

- 101 それから。  
それで、まだ見落としとすることがあるといかんと思って、フルオレセイン染色液で染めました。そうしましたら、それでも傷としては見当たらなかった。
- 102 あなたが、その染色液で調べたときには傷はなかった。  
そうですね。
- 103 で、次、涙の。  
それで涙の量も、あとやるのはそっちの方だと思って、それを測ってみたら、先ほども言っておりましたように。
- 104 7秒と。  
7秒、だから。
- 105 これは7秒間でどうなるということですか。  
要は、角膜表面に涙液の膜ができます。それがずっと目を開いてると破壊というんか、はじかれていきます。それまでの時間です。
- 106 涙がなくなる時間と。  
表面からですね。
- 107 これが7秒ということで、これは普通の診断的には異常はない。  
はい、正常の範囲です。
- 108 それで、そのときに原告は■医師の注射を受けた、2か月くらいたってますよね。  
はい。
- 109 その前の6月の27日の注射を受けて、8月の6日ということですが、そのときに■医師の注射の薬が入ったと、こういう訴えはありましたか。  
いや、それは聞いてないように思います。
- 110 あなたとしては異常なしということ。  
で、それなら何だろうということで、そのBUTを測って、先ほどか

ら言ってますように年齢的には少し早いんじゃないかと、そうすると何か受験をされてるようなことを聞いてましたので、受験勉強かな、恐らくものを読むのにしっかり目を開いて見つめてみえるだろうし、パソコンなんかも利用してみえるんじゃないかと。そうすると、これではやはり一種のドライアイ的なことになってるかもしれないということ人工涙液の処方をしたんです。

111 人工涙液というのがマイティアですか。

はい。

112 マイティアを処方されて、それからヒアレインも出しておられますか。

はい、マイティアだけを書いて出したら、原告が窓口でヒアレインもくれということだったんで、聞きに来ましたんで、それも、じゃあ、上げてくださいと言ったと思います。

113 ヒアレインは御本人の希望と、こういうことですか。

はい。

114 その後、原告と会われたのはいつでしょうか。

ちらっと見たのが、その10月でしたか。

115 次は10月の27日に。

いわゆるアポイントを取りに見えたときだと思います。

116 この日は面会の予約に原告は訪れたんで、診察に見えたわけではない。

はい、そうです。

117 これは、何のアポイントですか。

いや、何か話があるというアポイントだったと思う。

118 具体的な何の話は聞いておられない。

だから、決めた日に話しました。

119 まず、10月の27日はカルテ8ページですね、20年の10月、この日は原告の診察はされていない。

- はい。
- 120 いわゆる診察室で。
- はい。
- 121 この、ここに。
- いわゆる兎眼症あると書いてあるんです。
- 122 何に。
- 特に右に兎眼ありということです。
- 123 特に右に兎眼ありと、英語ですかね、これ。
- はい、ラゴフタルモスのラゴです。
- 124 ラゴがありと、これはあなたが診断されたということでよろしいか。
- はい。
- 125 書いたのはどなたですか、この字は。
- それは、そこの中に書いたのは私ですが、病名に書いたのは看護師です。
- 126 一番表紙に書かれている10月27の左兎眼症と、これ右と左と違いますが、先ほども申しましたが、立ち居振る舞いの中で気が付いたんです。例えば南から見て東を見とれば右が見えますし、西を見とれば左が見えます、要は両方ということです。だから特にというのはあるんですが。
- 127 両方あるけれど、特に右に兎眼症ありと。
- 右に気付いたということです。
- 128 これは、あなたが受付の、診察室ではなくって窓越しというか受付のところから御覧になったわけだけれど、どれぐらいの距離ですか。
- まあ、どのくらいってせいぜい2メートルか3メートルはないくらいかもしれません。
- 129 2メートルぐらいのところ原告を見て、目を見られてそのとき、さっきおっしゃったけれど、目がつぶっていると分かりやすいと。

いや、そうじゃなしに例えば立ち居振る舞いで目を下に向けたりいろいろしますよね、特に下に向けたようなときに上まぶたが追従して動かない、それに気付いたんです。

- 130 そうすると、下向いてるときに兎眼だということを気が付かれたから書いておかれたと。

この病気については、こういう症状も記載しておいて悪くはないだろうと思って書きました。

- 131 こういう病気というのは、どういう病気ですか。

いや、そのメージュ症候群で、上まぶたの方をけいれんを取るために、ある程度まひをさせるんですね、まひすれば兎眼は起りやすいような気がするんですが。

- 132 そういうメージュ症候群という前提的な病名のところから、兎眼っていうのは書いておいた方がいいと、こういうことですね。

そうですね。

- 133 このときに薬を出しておられますね。8ページ、F A軟こう、右の方にマイティア6本、ヒアレイン5本、もう一つ何ですかね。

ムコファジンですね。

- 134 これは、27日に出しておられるんですか。

はい、そうです。

- 135 これは、どうして出されたんですか。

いや、目薬を取りに、請求されてたんです。

- 136 原告が薬を請求されたんで、その請求された薬出したと、こういうことですか。

はい。

- 137 先ほども薬と、薬が先か病名が先かというような話が原告の質問で出ましたけれども、その辺がカルテ改ざんだというようなことも言われているんで

すけれども、日本の保険制度で病名なしで薬を出すということではできないと  
いうことを先ほどおっしゃいましたね。

はい、完全に削られてしまいます。

138 削られるというのは、どういう意味ですか。

薬のいわゆる代償はもらえないということです。

139 代金がもらえないと。

はい。

140 ですので、病名を付けなければいけないと、こういうところですか。\*

そうなんです。

141 先ほど、最初カルテの1枚目の両涙液分泌減少症というのが、これは6月2  
7日に書かれているわけですよね。

はい。

142 これは、あなたの指示ではない。

いや、私の指示です。

143 これは、あなたの指示で書かれた。

はい。

144 この6月27日っていうのは。

■先生が診察した日です。もう、診察も終わってカルテをまとめ  
とったときに、こういう薬が出てますがっていうことを指摘されて、  
それならこういう病名を付けときましょうということで書いたもので  
す。

145 6月の27日、■さんが診察されたそのときに出ていた薬から、それを見  
て何か病名がないと、その薬を出す、あった、それであなたが指示されたと。

そうです。

146 書いたのは看護婦さんだと思いますけど、ということできてるのがこの表  
紙の先ほどから原告が問題にしている両涙液分泌減少症の記載だと、こうい

うことですね。

はい。

- 147 その10月の27日に原告に会われて、その後はいつですか、覚えてみえますか。

その次に予約した日です。

- 148 このカルテにいきますと、20年の11月の15日という日がありますが、この日は診察でしたか。

いいえ、話だけです。

- 149 何の話でしたか。

いわゆる、今は私は受験中であると、ところが目が気になって集中できないと、相当ひっ迫したというか、一生懸命というか、どういったらいいかな、パニックまではいってないんですけど、そんな状態で訴えられました。

- 150 それで、そのときにボトックスが目に入った、■■■医師の注射がまずかったというような話がありましたか。

いいえ、そこまではしてません、と言いますのは。

- 151 いや、そこまではしてませんじゃなくて、原告からそういう話があったかどうかだけです。

そのときには、ありませんでした。

- 152 ただ、勉強してるのに。

集中できないと。

- 153 目が痛いということでしたか。

目が気になってという表現じゃなかったかと思います。

- 154 あなたとしては、どうしましたか。

いや、やっぱりパニック状態まではいってないまでも、今までやって、ここでやめてしまうのはもったいないから。

155 何ももったいない，何を。

受験しないのは。

156 勉強をですね。

はい。だから，もう気を取り直してもうちょっとしっかりやりなさいというふうに言いました。

157 それでは当日，薬か何か出しましたか。

いいえ，それはそのときはまだ私の心情としては彼女を応援してたと思います。だから，薬が要るだろうということで，私からのプレゼントじゃないんですが，薬を無料で上げたわけです。

158 カルテの8ページですが，ここに薬が四つ書いてありますね。院長よりと書いてありますが，これはいわゆる処方箋として出されたわけではなくて無料で上げたの。

ええ，無料で上げたやつです。

159 では，次に会われたのはいつ頃ですか。

2月の10日だったかな。

160 この日はどんな話ですか。

いわゆる，そのときにお見えになって受験が駄目だったと。それまで3か月かな，二，三か月あったのに全然連絡もしてくれなかったねと言われました。それは，そしていやにそのとき思ったのは早いなど思ったんです。

161 何が早いんですか。

いわゆる，受験が終わったのが。

162 2月の10日という。

と申しますのは，いわゆるその前年度，20年までは原告はいわゆるパラメディカルの国家試験を受けられるんだろうと思ってたんです。といますのも，私どもにも国家試験受けた人が1人おりましたんで，

そうしますと、2月に試験があつて3月に発表なんです。

163 そういう意味で早いと。

はい。

164 それで、そのときにはどういう話で2月の10日は来たんですか、原告の訴え。

そういうことを言いにお見えになったのと、それからそのときだったか次のときだったかも分かりませんが、こうなってしまったんだけど、ある程度、決着を付けませんかという話も出たと思います。

165 じゃあ、決着の話はまた次聞きますが、カルテの9ページ、21年2月10日の欄、このときにボトックスが2回も目に入ったせいで痛みが取れないと、こういうことがカルテに書かれています、このときにはこういう話が出たんですね。

そうだと思います。

166 あなたがこういうボトックスのことを聞かれたのは、このとき初めてですか、目に入ったとか。

御本人から聞いたのは、直接には初めてのような気がしますが、前からそういうことは知ってはありました。

167 どういう意味です。

そういうことを訴えてみえるということは。

168 どこへ。

目に入ったというふうに訴えられてるということは。

169 誰に対して、こう言ってるんですか、      先生は初めて聞かれたでしょう。

はい、そうです。

170 あとは誰に言われてた、誰が言われてた。

やっぱし、もう一人の被告だと思えますが。

171       さんですね。



はい。

172 ■■■さんがやはり、こういうことを言われていたようだ。

はい。

甲A第1号証の原本を示す

173 その下に書かれていますね、これカルテの原本です。カルテの原本ですと、ここが貼り付けになってるんです、この部分だけ。それで分かりませんので。ここに貼り付けてありますけれど、なかなか読みづらい字なので。

はい、申し訳ありません。

174 これも先生の字ですか、あなたの字ですか。

僕が書きましたが、はい。

175 これは、何で貼り付けてあるんですか。

いや、それが私にも分からないんです。ちゃんとこのカルテのこういう用紙に書いたはずなんです、ここだけ切り取られて、ここに貼られてるんです。

176 それは、誰がやったんですか。

いや、従業員かもしれませんが、従業員なら普通に貼ってるような気もするんですが、ちょっと分かりません。

177 あなたカルテのどこかにそのまま続きで書かれたと。

いえ、別の用紙に。

178 分かりました。このカルテの続きに書かれたのではなくって、よその紙に書かれた。

はい、そうです。

179 その書かれたのを従業員が切って、ここへ貼り付けたと、こういうことですね。

多分、それが考えやすいとは思いますが。

180 じゃあ、カルテに書かないで別の紙にここに書いてあることを書いたのはな

ぜですか。

これは、ここにもありますように2月10日と23日のどんなことを  
やったんだか書いてくれと、それ以外にカルテの写しを持ってきて、  
いろいろ抜けてるな、書きなさいというふうなことで、それは先ほど  
のラゴのとこだけでやめて、あとはこの御本人がそのときのことが分  
からないだろうと思って書き始めたんです。私がある場を離れて少  
ししたらまた、どういったらいいかな、言い合いがそこで始まった  
んで。

181 誰と誰の言い合いですか。

いわゆる原告ともう一人の被告です。

182 ■さんとの。

はい。

183 その言い争いがあるんですけど、これはあなたが原告に言われて書いたと、  
こういうことですか。

そうです。

184 こういうことを覚えて書いておくようにと言われたわけですね。

そうですね、はい。更にその前の年のやつも書いてくれって言われた  
んですが、そこまではちょっと覚えてないからと言って断りました。

185 カルテのもっと前の部分にも当たる、この時点で書き込みするように言われ  
たと。

はい。

186 それから、その後も先ほど言われかけてましたけど、こういう話をやめよ  
うではないかと、一種の和解とか示談ですね、そういう話はいつ頃出たんで  
すか。

その2月か3月の初め、その辺りのとこだったです。

87 どんな話でしたか。

いわゆる私どもも人気商売だろうと、いろんなことが起こったんでは  
やはり損失になるから決着を付けたいらどうですかという話でした。

188 ということは、お金ということですか。

そこまでは言われなかったと思います。

189 あなたは、それに対してどうしたんですか。

いわゆる個人的にやるのはまずいと、特にちょうどまだその頃、会長  
をやってたんで、他の先生方にも絶対自分で処理はするなということ  
を言ってる立場にあったんで、これはやはり第三者を入れて表へ出さ  
ないと、もしやるんならそうしないといきませんということを書いて、  
その場は断りました。

190 そうしてるうちに、原告の方から調停が出されたと、こういうことですね。

そうですね、はい。

191 先ほどから言ってる保健所があなたのところへ調査ですか、に来たことは事  
実ですね。

はい。

192 何回ですか。

2回です。

193 結果、何の目的の調査でしたか。

初めは、安全対策を調べると言ってお見えになりました。

194 2回目は。

2回目は、苦情があるからと言ってお見えになりました。

195 どんな苦情ということでしたか。

いわゆる、そのボトックスのことだと思いますが。

196 思いますがつていうことは、保健所ははっきり言わない、苦情の内容は。

うん、そのことについて初め聞かれたんで、多分それについてのこ  
とだろうとは思いますが。

197 ボトックスの話が保健所から出たんですね。

うん、そうですね、その話は1回目も2回目もだからしました。

198 そういう話が保健所から出て、それについてはどのようになったんですか、保健所との話は。

ボトックスについては、いわゆる先ほども言ったように、このボトックスってというのは、あんまり人体に害がないところまで。

199 いやいや、内容的じゃなくて保健所との間の話。

ええ、だからボトックスについてはこういうことだという事実を話しました。

200 あなたが話されただけで、保健所はそれ以上、何か処分するとか注意するとか、そういうことはありましたか。

いいえ、それはありません。

201 じゃあ、保健所が苦情があるといって2回目来たわけですけど、1回目、2回目通して保健所からは何か指摘なりはありましたか。

1回目は安全対策のことをいろいろ、いわゆる消毒とか何かですが、調べられたんですが、全てクリアして特には言われませんでした。2回目のときにはカルテなんかを見られました。カルテを見られておたくは複数でやってみえるんならサインをしっかりとしなさいと、そういう指摘を受けましたし、もう一つは見とって、あっ、これが落ちてますねというので先ほどのヒアレインです。あのところ一つだけ、こう表に書いてないというのを指摘されました。

202 それだけでしたか。

はい。

報告。

203 今、保健所のことが出たので保健所についてですが、私が相談したのは10月22日で、もうこのときは■■■■医師から、■■■■医師の方には何回もボトッ

クスが目に入ったと訴えたのですが、いきなりどなり散らされて電話でもそんなことはやってないとか言われたり、あと10月9日もそうでしたけども、診察室で看護師がもう驚いてて、じっと聞き入ってるほどすごいけんまくで追い出されるようにしましたし、そんなこと言うならば他の病院行けばいいとかって、私は普通に目に入りましたって言っただけなのに、そういうふうにとどられたということで保健所にも相談しました。こんなにひどい目に遭わされて、料金も2倍に、失敗されてやり直されたのに2倍の6万円も請求されたりと、もうこんな痛い思いをされて料金まで2倍も取られて、何でこんなに泣き寝入りしなければならないのかと思って、何回か保健所の方に相談しました。それで、■■■■医師の矛盾したことは、初めて2月になってからボトックスの話を聞いたとか言うんですけども、8月の時点でもちゃんとボトックスが目に入って痛くて駄目ですって言ってますし、ほんで、処方もされてます。10月27日のときもちゃんとそのことを伝えて、■■■■医師は、分かりました、和解するのでちょっと待ってくださいというお話がありました。それで、ちゃんと傷の薬も処方されてますし、11月11日もちゃんと処方されてます。何もないのであれば、プレゼントでただ薬を処方するなど、医師がそんなことするはずあり得ないですし、何も傷ないのになぜこれするかっていう疑問もありますし、あと平成21年。

裁判官

204 ■■■■さん、質問はどれでした、目に入ったってことを。

原告

205 はい、ずっと訴えてたんですけど。

裁判官

206 訴えてたけど、聞いてましたか。

原告

207 訴えてたんですけど、うそついてるので。

その辺りのことが、ちょっとうろ覚えなんです。

208 でも、保健所に2月も、10月22日に報告してるので、余りにもひどくて聞いてもらえないし、どなられて、こちらとしてももう泣いてる状態なので治してもらえないので、保健所に言うしかないって感じで、ほんで、何回か、その訴え方を保健所から聞いてて、どうやって行けばいいのかっていうのもいろいろ、こうやってメモしてちゃんと行きなさいって言われて、10月27日と11月15日はちゃんと医師のところに行くとごまかされるので、ちゃんと落ち着いて話すようになって言われて行きました。それで、やっぱり傷があるということで処方もされています。それで、21年、その間ちょっと和解するから、ちょっとあちらから連絡くれるのでちょっと待ってくださいって言われたので、しばらく待っていて何かあんまりうるさく言うのもおかしいですし、待っていたらなかなか連絡もこないですし、傷も治らなくて痛くて痛くて仕方がないので、ほんで、弁護士とか保健所とか相談したら、これはちょっとだまされてるみたいだからちゃんと診断書取って行くようになって言われて、21年の2月10日に行きました。ほんで、これちゃんとボトックスが目に入って痛みが取れないって訴えていますし、そのとき  
医師は角膜に傷が見られるって書いてますが、これは事実でしょうか。

はい、痛いとおっしゃったんで、話し合いだけだったんですが診していただいて確かに少し、それほどひどい傷ではないんですがあったと思います。

209 これ、確か顕微鏡でのぞかれましたけれども、のぞきましたよね、それは事実です。

そうです。それでこの程度ならという話をしたら、その場ですっと立って帰られちゃったいました。

210 それは、今まで和解するからと言われて、こうやって我慢して、何ていうか、治る治るって言われて、痛い思いを我慢して通院してきたのに、いきなりこ



のときになってそんなことはないって否定されたので、私もだまされてたのかと思って、もうここには通えないと思って、その足でもう■■■総合病院に行ったら角膜炎の診断されて、感染症の点眼薬も処方されて、かなり悪化していたので、何かここに高橋医院にだまされて通ってたのがすごく悔しいですし、治る治るって言われて、何か信じてしまった自分もばかなんですけれども、何かちゃんと患者に対応しなかったっていう高橋医院の姿勢もすごく問われると思うんですが。

裁判官

211 それで質問は何でした、その今の。

原告

212 質問は、ですから通院期間は、あっ、初めて診断されたのが注射の後の6月17日から、それからずっと治ってなかったのですが、21年2月10日、ここも角膜に傷があるということで8か月間通院されたということで間違いなかったでしょうか。他の病院は私は一切行ってません、この間は。それで8か月間通院して。

2月のときに診たときにあったことは確かです。

213 8月6日のときも私ボトックスのこと、注射液が目に入って痛くて読めないとか言いましたけれども、このこともちゃんとレセプトに診断名が書いてますし、あと何で10月27日に受験、なぜ眼科の医師に私のプライベートなことを話すのかっていう、そこもとても疑問で、それ全部うその作り話にすぎないんですけども、なぜ受験がどうのこうの言ってくるのか全く分からないです。私、目が痛くて行ってるのに何で受験がどうのこうのかっていう話になるのか全然分からないんですけども、そういうところからちょっと信ぴょう性に欠けるんですけども。

いや、そのときにおっしゃったのは受験勉強中で今一番大事な時期だと、これは目が気になって集中できないということをおっしゃいまし

た。

- 214 だから、目が痛くて痛くて、もう目を開けられない状態で字も読めないし、こんな何で治療に行つて、こんな被害を被らなければならないのか、そのことをずっと訴えてたわけで、それをなぜか受験にすり替えるのもちょっと理解できないんですけども、だから字は見えないのは確かですけども、そういうふうに。

いや、そのときにおっしゃったことを言ったんです。

- 215 とにかく病院については、とにかく治してくださいということと、ちゃんときちんと誠意を持って治療に当たってくださいということを私は訴えてました。

裁判官

- 216 で、質問は2月10日の前から。

原告

- 217 8か月間、通院されてたつてことは事実ですねという。

期間が大分、離れたときはありますけどお見えになつてたんだと思います。

裁判官

- 218 ボトックスが目に入ったつてことは、2月10日の前から訴えていたつていうこと。

原告

- 219 はい、8月の、■■■医師にはずっと、もう6月。

それはあつたかもしれませんが。

裁判官

- 220 ■■■さんは聞いていたかということをお聞きしていいですか。

それ以前から、そういうこと言ってみるということは聞いておりましたが、直接聞いたかどうかちょっと覚えてないんです。



原告

221 私は8月6日にはっきり言いましたし、          医師の方から、ああ、ボトックスで来てる患者さんだねって、やっぱカルテ見れば分かることなので、言われたので、ああ、そうです。ボトックスの注射液が目に入って痛くてもう治りませんって言ったのは確かです。

裁判官

222 8月6日に診察したときに聞きましたか。

それを覚えてないんです。

223 覚えてないという答えですけど。

原告

224 覚えてないとしても、保健所に10月22日にはちゃんと相談してるので、10月のときは認識されてると思いますけれども、何回も訴えてるので、何でこんな治らないんだっていうことで。

以 上